

原子力委員会設置法施行令（案）

内閣は、原子力委員会設置法（昭和三十年法律第百八十八号）第十
六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（会議）

第一条 会議は、毎週一回開くことを例とするほか、必要に応じて開
くものとする。

2 委員長は、会議の日程及び議題をあらかじめ委員に通知しなけれ
ばならない。

（参与）

第二条 原子力委員会（以下「委員会」という。）に、参与十五人以
内を置き、会務に参与させる。

3 参与は、学識経験がある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 参与は、非常勤とする。

4 参与の任期は、二年とする。ただし、補欠の参与の任期は、前任
者の残任期間とする。

5 参与は、再任されることができる。

（専門委員）

第三条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員三十
人以内を置く。

2 専門委員は、学識経験がある者のうちから、内閣総理大臣が任命
する。

3 専門委員は、非常勤とする。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議を終了したときは、
解任されるものとする。

（雑則）

第四条 前三条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項
は、委員会が定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

c114-014-006

理由

原子力委員会設置法の施行に伴い、原子力委員会に参与及び専門委員を置くとともに、同委員会の運営に関して定める必要があるからである。



参照条文

原子力委員会設置法（抄）

（政令への委任）

第十六条 この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。